

# マイナンバーの通知カードが届いたら



## 個人番号カードの申請方法

マイナンバー法の施行により、国民一人ひとりに12ケタの番号が付番されました。この個人番号（マイナンバー）を記載した通知カードをお届けします。

**申請は任意で、交付手数料は初回無料です。通知カードと交換して、平成28年1月以降に交付します。**

## 個人番号カード

### 通知カード

通知カードには、**個人番号、氏名、住所、性別、生年月日**が記載されています。記載内容に変更がありましたら、住民課または分庁総合窓口課へ届出してください。マイナンバーは一生使う番号ですので、大切に保管しましょう。

### 通知カードのお届け方法

### 転送不可の簡易書留

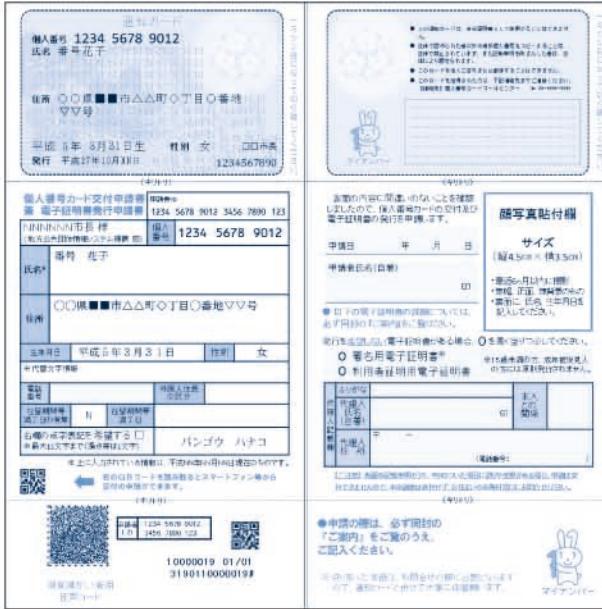
- 不在の場合は不在票を確認してください。7日間は郵便局で保管されますので、不在票に従つて再配達の手続きをしてください。
- 郵便局の保管期限が過ぎると、役場に返却されます。年内に通知カードが届かない場合は、住民課へお問い合わせください。

- ◆**送り先**  
世帯主の住所に世帯全員分一括して送付します。

### ◆送付内容

- 通知カード、個人番号カード交付申請書、個人番号カード交付申請書の返信用封筒、マイナンバーのお知らせ案内文書

【通知カード及び個人番号カード交付申請書イメージ】



【個人番号カードイメージ】



【通知カード・個人番号カードの問い合わせ先】

マイナンバー総合フリーダイヤル TEL: 0120-95-0178

- ◆平日／9:30～22:00
- ◆土・日・祝日（年末年始除く）／9:30～17:30

個人番号カード総合サイト

<http://www.kojinbango-card.go.jp>

【お問い合わせ】住民課 電話 0859-68-3115

●スマートフォンから申請書のQRコードを読み取り、またはパソコンからWEBサイトにアクセスして必要事項を入力し、顔写真を添付して送信してください。※顔写真是役場のデジタルカメラでお撮りすることもできます。住民課へご相談ください。